

議案第73号

芽室町都市公園条例中一部改正の件

芽室町都市公園条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例

芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の6に次の1項を加える。

- 5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公募設置管理制度（P a r k - P F I）を活用するに当たり、条例の規定を整備するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第1条の6 ー略ー</p> <p>2～4 ー略ー</p> <p><u>5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第1条の6 ー略ー</p> <p>2～4 ー略ー</p>